

東京都公安委員会規程第7号

東京都公安委員会公印規程を次のように定める。

平成13年9月4日

東京都公安委員会

委員長 菅野晴夫

東京都公安委員会公印規程

(目的)

第1条 この規程は、東京都公安委員会において使用する公印（以下「東京都公安委員会の公印」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(種別、制式及び用途)

第2条 東京都公安委員会の公印の種別、制式及び用途は、別表のとおりとする。

(警視総監への委任)

第3条 この規程で定めるもののほか、東京都公安委員会の公印に関し必要な事項は、警視総監が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成13年10月1日から施行する。

(廃止規定)

2 東京都公安委員会及び警視庁公印規程（昭和31年9月28日東京都公安委員会規程第2号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の際、印刷されている従来の東京都公安委員会の公印の印影については、当分の間これを使用することができる。

別表

[省略]